

習志野市選挙管理委員会議事録

令和5年度 第2回定例選挙管理委員会

○開催日

令和5年6月1日(木)午前9時00分～午前10時00分

○場所

市役所2階3会議室

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	染 谷 雅 美	出席	
委員長職務代理者	中 野 隆	出席	
委員	上 條 寿 美	出席	議事録署名
委員	樋 上 雅 昭	出席	

○付議事項と審議結果

上程5件中「可決5件」「否決0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第21号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	可決
議案第22号 選挙人名簿から抹消することについて	可決
議案第23号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	可決
議案第24号 在外選挙人名簿から抹消することについて	可決
議案第25号 令和5年4月23日執行習志野市議会議員一般選挙に係る 選挙の効力に関する審査申立の申出に対する弁明について	可決

＜ 発 言 要 旨 ＞

【委員長】

只今より、令和5年度選挙管理委員会第2回定例会を開会いたします。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により上條委員を指名いたします。

本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、議題 5件であります。それでは、早速議題に入ります。

議案第21号及び第22号は、選挙人名簿の調製に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第21号から議案第22号までを事務局より説明する。

（説明後、登録・抹消にかかる各名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

（なしと言う声）本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（なしと言う声）ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第23号は直接請求に必要な選挙人の数の決定についてです。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第23号を事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

（なしと言う声）本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（なしと言う声）ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第24号は在外選挙人名簿から抹消することについてです。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第24号を事務局より説明する。

（説明後、抹消にかかる各名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

（なしと言う声）本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（なしと言う声）ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第25号は令和5年4月23日執行習志野市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する審査申立の申出に対する弁明についてです。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局より経過を説明し、決定書案を読み上げる。

【委員】

5月9日に決定して、10日付けで交付した決定書だが、本人が受け取ったのはいつか。

【事務局】

5月9日に委員会で決定し、10日に告示及びレターパックで本人へ送付した。レターパックの追跡調査によると、11日に受け取りがされている。

【委員】

期日前投票箱の管理、保管に対する不信感や憶測から開票の再点検を要求するとの主張は理由になっていないと考える。
不正を疑うのであれば具体的な証拠を示してもらう必要があると思うがいかがか。

【委員】

申立ての内容が異議申出の内容と変わっていないため、関係資料も含めてこの案のとおり、これ以上、弁明のしようがないと思う。

【委員長】

他に何かあるか。
なければ、今後の流れについて事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

千葉県選挙管理委員会に対し、5月24日に審査の申立てがあったので、5月24日から60日以内に千葉県選挙管理委員会にて裁決がされる予定である。裁決された内容は千葉県報にも掲載される。また、この裁決に対し30日以内に高等裁判所に訴訟の提起ができるよう法律で定められており、今後は、本人が裁決を受けてどうするかということとなる。
なお、争訟の結果が出るまでの間は選挙の効力が確定せず、選挙供託金の返還手続きは引き続き保留となる。

【委員長】

只今の事務局説明も含め、他に質疑ありますか。
(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。
(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして
選挙管理委員会第2回定例会を閉会いたします。